

2 産業労働企業委員会における村岡正嗣県議の質疑

2011年7月4日

Q 村岡議員

- 1 震災特別貸付の趣旨・目的について聞きたい。また、実際に厳しい状況にある企業が救えなければ意味がないので、その点を確認させてもらいたい。
- 2 信用保証協会が代位弁済を行った場合、4%を県が負担するとのことだが、その目的は何か。

A 金融課長

- 1 震災特別貸付は、これまでの売上減少見込みではなく実績で認定が行われる。より経営状況が厳しい中小企業者を、低金利でしっかりと支援していきたいと考えている。議決後、直ちに受付機関である商工会や取扱金融機関に説明を行い、中小企業者へ資金が行き渡るよう努めてまいりたい。
- 2 企業が返済不能となった場合、信用保証協会が企業に代わり金融機関に債務を弁済することになるが、今回の震災特別貸付では、代位弁済額の9割が国の保険で補填され、残りの10%のうち、6%が全国信用保証協会連合会、4%を各県信用保証協会が負担することになる。この4%について県が負担することにより、厳しい経営環境にある中小企業者への信用保証の付与の促進を図ってまいりたい。

Q 村岡議員

県が損失補償をしても、信用保証協会が保証を付けなければ融資に結びつかない。これまでも色々な制度があったが、信用保証協会がスコアリング（評点）で判断し保証が付かないケースや、形式要件が揃っていても窓口で融資申込みを拒否されるというケースが現実的にある。そのような事が起きないように、信用保証協会に対しどのように働きかけるのか。

A 金融課長

国の第一次補正予算の成立を受けて、中小企業庁長官から全国信用保証協会連合会あてに「保証審査に際しては、赤字や債務超過、過去の貸し出し条件の変更の有無等の形式的な事象のみで判断するのではなく、中小企業者の経営実態や特性を十分に踏まえて判断を行うこと」との通知が送られ、連合会から各県の協会に周知されている。また、県としても、資金繰りの支障で中小企業者の経営に問題が生じることのないよう、金融円滑化について、6月15日に開催した地域金融に関する意見交換会において、知事から金融機関や信用保証協会に対して要請を行っている。

Q 村岡議員

形式要件が揃っていれば窓口で融資申込を断られることがないか、確認したい。

A 金融課長

個別の案件についてはお答えできない。

Q 村岡議員

- 1 中高年齢者就業支援事業の予算は委託料ということだが、どのような事業者へ委託するのか。また、県が行ったアンケート結果によると、被災者は就労を中心に様々な悩みを抱えているようだが、多様なニーズにきめ細かく対応するため、どのような委託の仕方をしていくのか。
- 2 緊急雇用創出基金市町村補助事業費について、10億円の補正が計上されているが、これまでの市町村事業の効果や実績をどう見ているのか。
- 3 東日本大震災被災者実務研修雇用促進事業は委託事業なのか。委託事業だとすればどのような事業者へ委託するのか。また、事業内容はどのようなものか。

A 就業支援課長

- 1 現在、さいたま新都心にある中高年就職活動支援コーナーの業務を委託しているが、その委託に加えて行うものである。就職の入口の相談から始め、経歴を聞いて状況等を確認し、最後は就業のあっせんまで行う。1ヶ所で8回程度の実施を想定しており、1人の方に8回位はカウンセリングを行うことができる。きめ細かく対応していきたい。
- 2 基金事業は、雇用創出のみではなく、財源不足等のため実施できずにいた事業を実施することにより、地域の行政課題の解決にもつながっている。実績としては、緊急雇用の市町村事業で平成21年度と22年度の2か年で6,691人の新規雇用が生まれている。

A 就業支援課長

- 3 委託事業である。委託先は、人材派遣会社を想定している。事業内容であるが、人材派遣会社が被災者を雇用し、まず、OFF-JTを1か月程度行い、続いて企業での職場実習を5か月行う。その結果、企業と被災者との意向が一致すれば、そのまま継続雇用もあり得る。継続しない場合でも他の企業を紹介するなど、フォローしていく。

Q 村岡議員

- 1 東日本大震災被災者実務研修雇用促進事業での雇用者は何人か。
- 2 緊急雇用創出基金市町村補助事業費について、市町村からの相談には地域振興センターを通じて対応しているとのことだが、どの様な便宜を図ってきたのか。また、事業終了後の継続雇用の状況について、引き続き調査していく必要があると思うがどうか。

A 就業支援課長

- 1 雇用予定者は30人である。
- 2 地域振興センターの産業労働担当がきめ細かく対応している。市町村が事業化しやすいよう

に、事例集を配布したり計画書のひな型等を作成している。継続雇用の状況については、今後も調査していく。

Q 村岡議員

- 1 1日に5～6トンの粉末活性炭の使用を見込んだ予算措置をしているが、原発事故前の粉末活性炭の使用状況を伺いたい。また、予算措置はいつまでを見込んでいるか伺いたい。
- 2 大久保浄水場の視察時に、排水処理過程で発生した浄水発生土とろ液を確認したが、ろ液についても放射性物質を測定しているのか。
- 3 大久保浄水場の発生土の処理はPFI事業で行っており、園芸用土として100円/トンで販売していたと伺った。原発事故に伴い販売できなくなり保管しなければならなくなっているが、経費処理についてどのように考えているのか。個人的な意見としては、東京電力に請求すべきと考えているがどうか。

A 水道管理課長

- 1 これまでは、夏場のかび臭、上流での水質事故などで粉末活性炭を注入していた。過去の使用状況であるが、平成22年度は夏場のかび臭対策ため、延べ50日間で約360トンの粉末活性炭を注入した。また、予算措置の期間としては、東京電力(株)の工程表「事故の収束に向けた道筋」におけるステップ2で示された、放射線量が大幅に抑えられている状態となる9月を見込んでいる。
- 2 ろ液の放射性物質は、測定していない。しかし、ろ液は原水に戻り再利用され、処理された水道水からは放射性物質が検出されていないため、問題はないと考えている。
- 3 PFI事業の契約内容を精査し、県としての費用負担等を協議中である。また、浄水発生土が有効活用できない事に対する補償や保管費用等については、東京電力(株)に対し補償請求を求める方向で考えている。

村岡議員

粉末活性炭注入や発生土の保管に伴い作業量が増えているが、作業員の安全管理についてどのように対応しているか。

水道管理課長 現在、作業範囲、敷地境界、バックグラウンド等について、週1回空間線量を測定している。年間では1ミリシーベルトに達していないが、作業員には、マスク及び手袋の着用と作業後の手あらい、うがいの励行を指示している。

村岡議員

- 1 平成22年度の委託期間の最後に震災と原発事故に遭遇しているが、予定外の経費を誰が負担すべきか決めているのか。

- 2 発生土について、放射能の影響を受けていると思うが、県職員が常駐していない状況で、保管方法などの指導をどのように行っているか。

水道管理課長

- 1 委託の要求水準や業務計画で想定していない費用について、精算の中で協議をしている。
- 2 高い数値ではないが放射性物質が検出されている。柿木浄水場の発生土は、毎年、年度当初にセメント原料として契約を結んでおり、セメント会社と協議をしている状況である。なお、作業員の安全性であるが、県の職員と同様の指導をしている。作業環境測定も、他の浄水場と同様に行っている。